

Vol.76 2011年12月号

「企業は社会の公器」とは、この「毎日楽しく」でも何度か書いている経営の神様、松下幸之助氏のことばです。たとえ、国や地方公共団体などから出資を受けていない私企業といえども、会社の財産は「公」のものという考え方ですが、みなさんはこれを聞いてどう思いますか?

法律的に言えば、会社は株主のものです。会社オーナーである株主から経営をまかされた経営者(取締役)が、株主から託された資金や自ら雇った従業員を使ってビジネスをし、利益が出たらオーナーに分配する、というのがそもそもの株式会社制度の成り立ちですし、法律もそれを前提として作られています。しかし、会社という制度が一般化し、多くの人の生活がこれによって支えられ、また、国の税収の多くを会社に頼るようになると(個人が納める所得税の原資も結局は会社から支払われる給料)、会社は株主のもの、と単純に論じていいのかは難しいところです。

最近話題になった某大手製紙会社の元会長による、100 億円以上もの会社 のお金をカジノで使ったという事件も、この、会社は株主のものという意識 が働いていたと言えるのではないでしょうか。もちろん、この製紙会社は上場していますので、元会長がオーナーの会社ではありませんが(実質的な持分はわかりませんが)、元会長は創業者一族で会社の代表者でしたから、少なくとも、会社は公のもの、という意識はなかったことでしょう。

松下幸之助氏は、「商売であがった利益は、法律上は個人(株主)のものであるけれども、しかし実質的には社会の共有財産である。したがってその一部は自分の良識で使うことが許されるけれども、大部分は社会から預かった金である。」と言ったそうです。単に預かっているだけだから、もちろんこれを自由に使うことは許されず、あくまで、事業をさらに発展させるために使うものである、というわけです。世の中の経営者がみんなこのような考え方をすれば、今回のような問題もきっと減っていくのでしょうね。

さて、早いもので今年ももう 12 月です。おかげさまで、この「毎日楽しく」も今年 7 年目に入りました。これも、ひとえにみなさまのおかげです。ありがとうございました。来年もみなさまにとって良い 1 年でありますように。

